

議案第8号

加西市学校教育施設整備基金条例の制定について

加西市学校教育施設整備基金条例を、別紙のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

加西市長 高橋 晴彦

加西市学校教育施設整備基金条例

(設置の目的)

第1条 加西市学校教育施設の計画的な整備を促進するため、加西市学校教育施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、加西市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、設置の目的を達成するため、必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(審議資料)

今後の小中学校の再編整備にあたり、中学校施設の新設事業等、多額の事業費を要することから、計画的かつ確実な実施に必要な財源を確保し、基金から当該費用に充当できるよう加西市学校教育施設整備基金を設置するもの。
(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

政策等の形成過程説明資料		令和6年3月議会		
議案等の 件名	議案第8号	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="radio"/> 条例	
	加西市学校教育施設整備基金条例の制定について		その他()	
①【政策等を必要とする理由】				
今後の小中学校の再編整備にあたり、中学校施設の新設事業等、多額の事業費を要することから、計画的かつ確実な実施に必要な財源を確保し、基金から当該費用に充当できるよう加西市学校教育施設整備基金を設置するもの。				
②【検討した他の政策等の内容】				
③【他の自治体の類似する政策との比較】				
<ul style="list-style-type: none"> ・岩出市公共施設整備基金条例 ・赤穂市教育施設等整備基金条例 ・豊岡市立学校教育施設整備基金条例 				
④【総合計画における位置づけ】				
	基本方向	1	子育てを応援し、暮らしを愉しむ	
	基本計画	2	子どもの教育の充実	
○その他の計画(該当する場合にのみ記載)				
	計画名称			
	策定年度			
	計画期間			
⑤【関連する法令及び条例、規則】				
地方自治法第241条(基金設置) 加西市ふるさと寄附条例				
⑥【政策実現に係る事業費及び財源】 (単位:千円)				
総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入				
⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】				
学校を新設する場合の総事業費見込:約60億円 (参考) 加東市立東条学園小中学校(令和3年開校):総工費約58億円(用地費込み) 多可町立統合中学校(令和8年4月開校予定):概算工事費50億円(用地費なし)				
⑧【市民参加の状況】				
有		<input checked="" type="radio"/> 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)		
⑨【政策の効果予測】				
<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育施設の整備に必要な財源の確保。 ・学校教育施設の計画的な整備が可能となる。 ・財政負担の平準化。 				
担当部局	担当課	添付資料の有無		
総務部	財政課	有 <input checked="" type="radio"/> 無		